

## 【資料 1-1】

### 信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約（案）

#### （名称）

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会として、「信濃川中流及び魚野川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

#### （目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町村や関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、信濃川中流及び魚野川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

2 協議会は、信濃川中流及び魚野川、その他信濃川中流及び魚野川圏域における指定区間内の一級河川を対象とする。

#### （協議会の構成）

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。  
3 事務局は、第1項によるものほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

#### （幹事会の構成）

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。  
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。  
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。  
5 事務局は、第2項によるものほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

#### （協議会の実施事項）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するため各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

- 三 每年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。  
また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができます。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局信濃川河川事務所（防災情報課）及び新潟県長岡地域振興局地域整備部が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年 5月30日から施行する。

平成28年 8月26日 改正  
平成30年 4月18日 第2回改正  
平成31年 4月17日 第3回改正  
令和 2年 7月 9日 第4回改正  
令和 3年 4月21日 第5回改正  
令和 5年 4月19日 第6回改正  
**令和 6年 4月17日 第7回改正**

別表－1

新潟市長  
長岡市長  
三条市長  
小千谷市長  
見附市長  
十日町市長  
燕市長  
魚沼市長  
南魚沼市長  
津南町長  
湯沢町長  
弥彦村長  
新潟県 新潟地域振興局 地域整備部長  
" 三条地域振興局 地域整備部長  
" 長岡地域振興局 地域整備部長  
" " 地域整備部 与板維持管理事務所長  
" " " 小千谷維持管理事務所長  
" 魚沼地域振興局 地域整備部長  
" 南魚沼地域振興局 地域整備部長  
" 十日町地域振興局 地域整備部長  
東日本旅客鉄道(株) 信濃川発電所長  
電源開発(株) 東日本支店 小出電力所長  
東北電力(株) 長岡発電技術センター所長  
東京電力リニューアブルパワー(株) 信濃川事業所長  
気象庁 新潟地方気象台長  
国土交通省 北陸地方整備局 三国川ダム管理所長  
" " 信濃川河川事務所長  
<オブザーバー>  
東日本旅客鉄道(株) 新潟支社長  
北越急行(株)

※各会員については、代理出席を認めるものとする。

別表－2

新潟市 危機対策課長  
長岡市 危機対策担当課長、河川港湾課長  
三条市 総務部長、建設部長  
小千谷市 防災安全課長  
見附市 企画調整課長、建設課長  
十日町市 防災安全課長  
燕市 防災課長  
魚沼市 防災安全課長  
南魚沼市 総務課長  
津南町 総務課長  
湯沢町 総務部長  
弥彦村 防災むらづくり課長  
新潟県 新潟地域振興局 地域整備部 治水課長  
" 三条地域振興局 地域整備部 治水課長  
" 長岡地域振興局 地域整備部 治水課長  
" " " 与板維持管理事務所 工務課長  
" " " 小千谷維持管理事務所 工務課長  
" 魚沼地域振興局 地域整備部 治水課長  
" 南魚沼地域振興局 地域整備部 治水課長  
" 十日町地域振興局 地域整備部 治水課長  
東日本旅客鉄道(株) 信濃川発電所 副所長  
電源開発(株) 東日本支店 小出電力所 所長代理  
東北電力(株) 長岡発電技術センター 課長  
東京電力リニューアブルパワー(株)  
信濃川事業所 土木保守グループマネージャー  
気象庁 新潟地方気象台 防災管理官  
国土交通省 北陸地方整備局 三国川ダム管理所 専門調査官  
" " 信濃川河川事務所 副所長

※各幹事については、代理出席を認めるものとする。

# 参考

## 水防法

### 第十五条の九

国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 國土交通大臣
  - 二 当該河川の存する都道府県の知事
  - 三 当該河川の存する市町村の長
  - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - 五 当該河川の河川管理者
  - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
  - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の國土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

### 第十五条の十

都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 当該都道府県知事
  - 二 当該河川の存する市町村の長
  - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
  - 四 当該河川の河川管理者
  - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
  - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。